

X. 教員免許状の取り方

I 教員免許状の種類

本学部において取得できる教員免許状の種類は、以下のとおりである。

- 1 小学校教諭（1種又は2種）免許状
- 2 幼稚園教諭（1種又は2種）免許状
- 3 中学校教諭（1種又は2種）免許状
（国語、社会、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、技術、英語）
- 4 高等学校教諭（1種）免許状
（国語、書道、地理歴史、公民、数学、理科、音楽、保健体育、家庭、英語）
- 5 特別支援学校教諭（1種又は2種）（知的障害者、肢体不自由者、病弱者）免許状

II 教員免許状取得のための履修方法

教員免許状を取得するためには、教育職員免許法第5条、第5条の2別表第1（下表）に示す教員免許状の種類に応じて、所定の単位を修得するとともに、教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目を修得しなければならない。また、小学校及び中学校教諭普通免許状を取得する際は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律で定められた介護等の体験を行う。

III 教員免許状を申請する方法

教員免許状を申請する方法として、大学が事務を代行して行う「一括申請」（卒業時）と各人が直接申請する「個人申請」（卒業後）がある。

本学で定められた単位を修得した学生については、佐賀県教育委員会に教員免許状の「一括申請」を行うが、一括申請できなかった場合でも教育職員免許法により定められている単位数を修得することにより、教員免許状を取得できることがあるので、申請を希望する都道府県教育委員会へ問い合わせること。

教育職員免許法 別表第1(第5条, 第5条の2関係)

第1欄 免許状の種類		第2欄 基 礎 資 格	第3欄 大学において修得することを必要とする最低単位数			
			教科に関する 科目	教職に関する 科目	教科又は教職に 関する科目	特別支援教育 に関する科目
幼稚園 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	6	35	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	6	35	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	27		
小学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8	41	34	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	8	41	10	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	4	31	2	
中学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	31	32	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	31	8	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	10	21	4	
高等学校 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	20	23	40	
	一種免許状	学士の学位を有すること。	20	23	16	
特別支援 学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				50
	一種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				26
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。				16

IV 教員免許状取得のために、本学部で修得すべき授業科目の履修方法について
教育実習の履修に当たっては、「履修の手引」に示す所定の基準を満たしていなければならない。

1. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		1種	2種	
国 語 (書写を含む。)	小学国語 (書写を含む。)	2	2	○は必修科目 小学校1種については8単位以上、2種については4単位以上を修得する。なお、上記単位数を超えて修得したのものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
社 会	小学社会	2	2	
算 数	初等数学	2	2	
理 科	初等理科講義及び実験	2	2	
生 活	生活科概説	2	2	
音 楽	小学音楽	1	1	
	小学ピアノ	1	1	
図画工作	小学図画	1	1	
	小学工作	1	1	
家 庭	小学家庭	2	2	
体 育	小学体育Ⅰ	1	1	
	小学体育Ⅱ	1	1	
合 計		8	4	

2. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科 目	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目	教職概論	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて小学校1種については43単位以上、2種については37単位以上を修得する。なお、小学校1種については41単位、2種については31単位を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。 2種における教育法の取得は音楽、図画工作、体育から2教科4単位以上を含めること。
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	②	②	
	教育心理学	②	②	
	幼児・児童発達論	2	2	
	児童・生徒発達論	2	2	
	現代の教育と社会	②	②	
教育課程及び指導法に関する科目	初等国語科教育法	②	2	
	初等社会科教育法	②	2	
	算数科教育法	②	2	
	初等理科教育法	②	2	
	生活科教育法	②	2	
	初等音楽科教育法	②	2	
	図工科教育法	②	2	
	体育科教育法	②	2	
	初等家庭科教育法	②	2	
	初等道德教育の理論と方法	②	②	
初等特別活動の理論と方法	②	②		
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導の理論と方法(初等)	②	②	
	教育相談の理論と方法(初等)	②	②	
教育実習(幼稚園教育実習Ⅰ及び小学校教育実習Ⅰは事前・事後指導を含む。)	幼稚園教育実習Ⅰ	3	3	
	幼稚園教育実習Ⅱ	2	2	
	小学校教育実習Ⅰ	3	3	
	小学校教育実習Ⅱ	2	2	
教職実践演習	教職実践演習(幼・小・中・高)	②	②	
合 計		43	37	

3. 小学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教科又は教職に関する科目	道徳教育と学級経営	2	2	「教科に関する科目」で1種については8単位、2種については4単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」で1種については41単位、2種については31単位を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	教育実践フィールド演習Ⅰ	2	2	
	教育実践フィールド演習Ⅱ	1	1	
	教育実践フィールド演習Ⅲ	1	1	
	教育評価	2	2	
	教育統計Ⅰ	2	2	
	人権教育論	2	2	
	小学校英語内容論	2	2	
	合計		10	

4. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり		
	1種	2種
合計	9	9

5. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
国語	小学国語（書写を含む。）	2	2	○は必修科目 幼稚園1種については8単位以上、2種については4単位以上を修得する。なお、幼稚園1種については6単位を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
算数	初等数学	2	2	
生活	生活科概説	2	2	
音楽	小学音楽	1	1	
	小学ピアノ	1 } 2	1 } 2	
図画工作	小学図画	1	1	
	小学工作	1 } 2	1 } 2	
体育	小学体育Ⅰ	1	1	
	小学体育Ⅱ	1 } 2	1 } 2	
合計		8	4	

6. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種	2種	
教職の意義等に関する科目 教育の基礎理論に関する科目	教職概論	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて幼稚園1種については37単位以上、2種については31単位以上を修得する。なお、幼稚園1種については35単位を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。 「教育課程及び指導法に関する科目」の保育内容の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法又は特別活動の指導法の単位をもってあてることができる。
	教育原論	②	②	
	教育心理学	②	②	
	幼児・児童発達論	2	2	
	児童・生徒発達論	2	2	
	現代の教育と社会	②	②	
教育課程及び指導法に関する科目	幼児教育課程論	②	②	
	保育内容総論	②	2	
	保育内容(人間関係)	②	2	
	保育内容(健康)	②	2	
	保育内容(環境)	②	2	
	保育内容(言葉)	②	2	
	保育内容(表現Ⅰ)	②	2	
	保育内容(表現Ⅱ)	②	2	
	初等教育方法論	②	②	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	幼児理解の理論と方法	②	②	
	教育相談の理論と方法(初等)	②	②	
教育実習(幼稚園教育実習Ⅰ及び小学校教育実習Ⅰは事前・事後指導を含む。)	幼稚園教育実習Ⅰ	3	3	
	幼稚園教育実習Ⅱ	2	2	
	小学校教育実習Ⅰ	3	3	
	小学校教育実習Ⅱ	2	2	
教職実践演習	教職実践演習(幼・小・中・高)	②	②	
合計		37	31	

7. 幼稚園教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		1種		
教科又は教職に関する科目	道徳教育と学級経営	2		「教科に関する科目」で6単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」で35単位を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	教育評価	2		
	教育統計Ⅰ	2		
	人権教育論	2		
合計		10		

※幼稚園2種については、修得する必要はない。

8. 「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり		
	1種	2種
合計	9	9

9. 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の履修方法

(1) 中学校, 高等学校 (国語科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。)	国語要説	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上, 2種については16単位以上, 高等学校については20単位以上を修得する。なお, 中学校1種については20単位, 2種については10単位, 高等学校については20単位を超えて修得したものについては, 「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	国語表現論	②	②	②	
	国語学演習Ⅰ	2	2	2	
	国語学演習Ⅱ	2	2	2	
	国語学演習Ⅲ	2	2	2	
	国語学演習Ⅳ	2	2	2	
国文学(国文学史を含む。)	近代文学論	②	②	②	
	古典文学論	②	②	②	
	国文学史	②	②	②	
	古典文学演習Ⅰ	2	2	2	
	古典文学演習Ⅱ	2	2	2	
	古典文学演習Ⅲ	2	2	2	
	古典文学演習Ⅳ	2	2	2	
	漢文学	中国文学概説	②	②	
中国文学史論	2	2	2		
中国古典学講義Ⅰ	2	2	2		
中国古典学講義Ⅱ	2	2	2		
中国古典学演習AⅠ	2	2	2		
中国古典学演習AⅡ	2	2	2		
中国古典学演習AⅢ	2	2	2		
中国古典学演習AⅣ	2	2	2		
中国古典学演習BⅠ	2	2	2		
中国古典学演習BⅡ	2	2	2		
中国古典学演習BⅢ	2	2	2		
中国古典学演習BⅣ	2	2	2		
書道(書写を中心とする。)	書写Ⅰ	①	①	/	
	書写Ⅱ	①	①		
	書道Ⅰ	2	2		
	書道Ⅱ	2	2		
	書道Ⅲ	2	2		
	書道Ⅳ	2	2		
合計		20	16	20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	27	25

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	9	9	9

(2) 高等学校(書道科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等	授業科目	単位数		備考
		高等学校	1種	
書道(書写を含む。)	書写Ⅰ	①	⑥	○は必修科目 必修科目をすべて含めて20単位以上を修得する。なお、上記単位数を超えて修得したものは教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	書写Ⅱ	①		
	書道Ⅰ	②		
	書道Ⅱ	②		
	書道Ⅲ	②		
	書道Ⅳ	②		
書道史	書道史	②		
「書論、鑑賞」	書論・鑑賞	②		
「国文学、漢文学」	近代文学論	2		
	古典文学論	2		
	中国文学概説	2		
	中国古典学講義Ⅰ	2		
	国文学史	2		
	古典文学演習Ⅰ	2		
	古典文学演習Ⅱ	2		
	古典文学演習Ⅲ	2		
	古典文学演習Ⅳ	2		
	中国文学史論	2		
	中国古典学講義Ⅱ	2		
	中国古典学演習AⅠ	2		
	中国古典学演習AⅡ	2		
	中国古典学演習AⅢ	2		
	中国古典学演習AⅣ	2		
	中国古典学演習BⅠ	2		
中国古典学演習BⅡ	2			
中国古典学演習BⅢ	2			
中国古典学演習BⅣ	2			
合計		20		

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり	
	高等学校
合計	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅲのとおり	
	高等学校
合計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり	
	高等学校
合計	9

(3) 中学校(社会科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		中学校		
		1種	2種	
日本史及び外国史	日本史要説	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上、2種については18単位以上を修得する。なお、中学校1種については20単位、2種については10単位を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	日本史特別講義Ⅰ	2	2	
	日本史特別講義Ⅱ	2	2	
	日本史特別講義Ⅲ	2	2	
	日本史特別講義Ⅳ	2	2	
	日本史特別講義Ⅴ	2	2	
	日本史演習Ⅰ	2	2	
	日本史演習Ⅱ	2	2	
	日本史演習Ⅲ	2	2	
	日本史演習Ⅳ	2	2	
	西洋史要説	②	②	
	東洋史要説	②	②	
	西洋史特別講義	2	2	
	西洋史演習Ⅰ	2	2	
	西洋史演習Ⅱ	2	2	
	西洋史演習Ⅲ	2	2	
	西洋史演習Ⅳ	2	2	
地理学(地誌を含む。)	人文地理学要説	②	②	
	自然地理学要説	②	②	
	地誌学要説	②	②	
	地域調査実習	2	2	
	地理学演習Ⅰ	2	2	
	地理学演習Ⅱ	2	2	
「法学、政治学」	法学要説	2	} ②	
	政治学要説	2		
	国際関係学要説	2	2	
	法学特別講義	2	2	
	政治学特別講義	2	2	
	法学演習Ⅰ	2	2	
	法学演習Ⅱ	2	2	
	法学演習Ⅲ	2	2	
	法学演習Ⅳ	2	2	
	政治学演習Ⅰ	2	2	
	政治学演習Ⅱ	2	2	
政治学演習Ⅲ	2	2		
政治学演習Ⅳ	2	2		
「社会学、経済学」	社会学要説	2	} ②	
	経済学要説	2		
	社会学特別講義	2	2	
	経済学特別講義	2	2	
「哲学、倫理学、宗教学」	倫理学要説	2	} ②	
	哲学要説	2		
	倫理学特別講義	2	2	
	倫理学演習Ⅰ	2	2	
	倫理学演習Ⅱ	2	2	
	倫理学演習Ⅲ	2	2	
	倫理学演習Ⅳ	2	2	
合計		20	18	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	31	27

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	8	4

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合 計	9	9

(4) 高等学校(地理歴史科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数	備 考
		高等学校	
科 目		1種	
日本史	日本史要説	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて20単位以上を修得する。 なお、上記単位数を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	日本史特別講義Ⅰ	2	
	日本史特別講義Ⅱ	2	
	日本史特別講義Ⅲ	2	
	日本史特別講義Ⅳ	2	
	日本史特別講義Ⅴ	2	
	日本史演習Ⅰ	2	
	日本史演習Ⅱ	2	
	日本史演習Ⅲ	2	
	日本史演習Ⅳ	2	
外国史	西洋史要説	②	
	東洋史要説	②	
	西洋史特別講義	2	
	西洋史演習Ⅰ	2	
	西洋史演習Ⅱ	2	
	西洋史演習Ⅲ	2	
	西洋史演習Ⅳ	2	
人文地理学及び自然地理学	人文地理学要説	②	
	自然地理学要説	②	
	地理学演習Ⅱ	2	
地誌	地誌学要説	②	
	地域調査実習	2	
	地理学演習Ⅰ	2	
合 計		20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり	
	高等学校
合 計	25

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅲのとおり	
	高等学校
合 計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり	
	高等学校
合 計	9

(5) 高等学校(公民科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数		備 考
		高等学校	1種	
「法律学(国際法を含む。)、 政治学(国際政治を含む。)」	法学要説	2 } ②	2	○は必修科目 必修科目をすべて含めて20 単位以上を修得する。な お, 上記単位数を超えて修 得したものについては, 「教科又は教職に関する科 目」の単位数にあてることが できる。
	政治学要説			
	国際関係学要説	2		
	法学特別講義	2		
	政治学特別講義	2		
	法学演習Ⅰ	2		
	法学演習Ⅱ	2		
	法学演習Ⅲ	2		
	法学演習Ⅳ	2		
	政治学演習Ⅰ	2		
	政治学演習Ⅱ	2		
	政治学演習Ⅲ	2		
	政治学演習Ⅳ	2		
「社会学、経済学(国際経 済を含む。)」	社会学要説	2 } ②	2	
	経済学要説			
	社会学特別講義	2		
	経済学特別講義	2		
「哲学、倫理学、宗教学、 心理学」	倫理学要説	2 } ②	2	
	哲学要説			
	倫理学特別講義	2		
	倫理学演習Ⅰ	2		
	倫理学演習Ⅱ	2		
	倫理学演習Ⅲ	2		
	倫理学演習Ⅳ	2		
合 計		20		

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり	
	高等学校
合 計	25

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅲのとおり	
	高等学校
合 計	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり	
	高等学校
合 計	9

(6) 中学校, 高等学校(数学科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
代数学	代数学基礎Ⅰ	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上、2種については10単位以上、高等学校については20単位以上を修得する。 なお、上記単位数を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	代数学基礎Ⅱ	2	2	2	
	代数学Ⅰ	2	2	2	
	代数学Ⅱ	2	2	2	
	代数学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	代数学領域研究Ⅱ	2	2	2	
幾何学	幾何学基礎Ⅰ	②	②	②	
	幾何学基礎Ⅱ	2	2	2	
	幾何学Ⅰ	2	2	2	
	幾何学Ⅱ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	幾何学領域研究Ⅱ	2	2	2	
解析学	解析学基礎Ⅰ	②	②	②	
	解析学基礎Ⅱ	2	2	2	
	解析学Ⅰ	2	2	2	
	解析学Ⅱ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅰ	2	2	2	
	解析学領域研究Ⅱ	2	2	2	
「確率論、統計学」	確率論基礎	②	②	②	
	統計学基礎	2	2	2	
	確率論	2	2	2	
	統計学	2	2	2	
	確率論領域研究Ⅰ	2	2	2	
	確率論領域研究Ⅱ	2	2	2	
コンピュータ	コンピュータ	②	②	②	
合計		20	10	20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	27	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	9	9	9

(7) 中学校, 高等学校(理科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
物理学	物理学概論A	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上, 2種については20単位以上, 高等学校については20単位以上を修得する。なお, 中学校1種については20単位, 2種については10単位, 高等学校については20単位を超えて修得したものについては, 「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができ
	物理学概論B	②	②	②	
	エネルギー科学	2	2	2	
	放射線科学	2	2	2	
	量子物理	2	2	2	
化学	化学概論A	②	②	②	
	化学概論B	②	②	②	
	物理化学	2	2	2	
	無機化学	2	2	2	
	有機化学	2	2	2	
生物学	生物学概論A	②	②	②	
	生物学概論B	②	②	②	
	植物分類系統学	2	2	2	
	動物生理学	2	2	2	
	フィールド生物演習A	1	1	1	
	フィールド生物演習B	1	1	1	
地学	地学概論A	②	②	②	
	地学概論B	②	②	②	
	岩石鉱物科学	2	2	2	
	地球生命科学	2	2	2	
	地学フィールド実習A	1	1	1	
	地学フィールド実習B	1	1	1	
物理学実験(コンピュータ活用を含む。)	物理学実験	①	①	1	①
化学実験(コンピュータ活用を含む。)	化学実験	①	①	1	
生物学実験(コンピュータ活用を含む。)	生物学実験	①	①	1	
地学実験(コンピュータ活用を含む。)	地学実験	①	①	1	
合計		20	20	20	

「教職に関する科目」

別表Iのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	27	23

「教科又は教職に関する科目」

別表II・IIIのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表IVのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	9	9	9

(8) 中学校, 高等学校(音楽科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ ソルフェージュⅡ ソルフェージュⅢ ソルフェージュⅣ	① 1 1 1	① 1 1 1	① 1 1 1	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上, 2種については15単位以上, 高等学校については20単位以上を修得する。なお, 中学校1種については20単位, 2種については10単位, 高等学校については20単位を超えて修得したものについては, 「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。)	声楽Ⅰ 声楽Ⅱ 声楽Ⅲ 声楽Ⅳ 声楽Ⅴ 声楽Ⅵ 声楽Ⅶ 合唱 日本伝統音楽実習Ⅱ	① 1 1 1 1 1 1 ① ①	① 1 1 1 1 1 1 ① ①	① 1 1 1 1 1 1 ① ①	
器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。)	ピアノⅠ ピアノⅡ ピアノⅢ ピアノⅣ ピアノⅤ ピアノⅥ ピアノⅦ 合奏 伴奏法Ⅰ 伴奏法Ⅱ 器楽Ⅰ 器楽Ⅱ 日本伝統音楽実習Ⅰ	① 1 1 1 1 1 1 ① ① 1 1 1 ①	① 1 1 1 1 1 1 ① ① 1 1 1 ①	① 1 1 1 1 1 1 ① ① 1 1 1 ①	
指揮法	指揮法Ⅰ 指揮法Ⅱ	① 1	① 1	① 1	
音楽理論、作曲法(編曲法を含む。)及び音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	音楽基礎理論 音楽理論演習 作曲法・編曲法 和声法Ⅰ 和声法Ⅱ 和声法Ⅲ 和声法Ⅳ 作曲演習 音楽史Ⅰ 音楽史Ⅱ 日本・民族音楽概説	① 1 ① 1 1 1 1 1 ② 2 ②	① 1 ① 1 1 1 1 1 ② 2 ②	① 1 ① 1 1 1 1 1 ② 2 ②	
合 計		20	15	20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり				
	中学校1種	中学校2種	高等学校	
合 計	31	27	25	

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(9) 中学校, 高等学校(保健体育科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考	
		中学校		高等学校		
		1種	2種	1種		
体育実技	体づくり運動	①	①	①	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については26単位以上, 2種については26単位以上, 高等学校については26単位以上を修得する。なお, 中学校1種については20単位, 2種については10単位, 高等学校については20単位を超えて修得したものである。 「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。	
	器械運動	①	①	①		
	水泳	①	①	①		
	陸上競技	①	①	①		
	ゴール型球技	①	①	①		
	ネット型・ベースボール型球技	①	①	①		
	ダンス	①	①	①		
	柔道	1 } ①	1 } ①	1 } ①		
	剣道	1 } ①	1 } ①	1 } ①		
	ヘルスプロモーション実習	1	1	1		
	野外・レクリエーション実習	1	1	1		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」及び運動学(運動方法学を含む。)	運動学	②	②		②
		体育概論	2 } ②	2 } ②		2 } ②
体育心理学		2 } ②	2 } ②	2 } ②		
体育経営管理学		2 } ②	2 } ②	2 } ②		
運動方法学演習		②	②	②		
スポーツ測定評価		2	2	2		
トレーニング科学		2	2	2		
バイオメカニクス		2	2	2		
ヘルスプロモーション演習		2	2	2		
スポーツ文化・社会学		2	2	2		
生理学(運動生理学を含む。)	解剖・生理学	②	②	②		
	運動生理学	②	②	②		
	運動処方	2	2	2		
衛生学及び公衆衛生学	衛生・公衆衛生学	②	②	②		
	スポーツ医学	2	2	2		
学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	学校保健	②	②	②		
	安全教育	②	②	②		
	救急処置	②	②	②		
合計		26	26	26		

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	27	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	9	9	9

(10) 中学校(技術科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		中学校		
		1種	2種	
木材加工(製図及び実習を含む。)	生活機器製図 応用木工芸*	② ②	② ②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上、2種については16単位以上を修得する。なお、中学校1種については20単位、2種については10単位を超えて修得したものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。 *を付した科目は芸術地域デザイン学部開講科目
金属加工(製図及び実習を含む。)	金属加工学	②	②	
機械(実習を含む。)	機械工学実習	②	②	
	機械工学Ⅰ	2	2	
	機械工学Ⅱ	2	2	
電気(実習を含む。)	電気工学実習	②	②	
	電気工学Ⅰ	2	2	
	電気工学Ⅱ	2	2	
	電子回路	2	2	
栽培(実習を含む。)	栽培学	②	②	
情報とコンピュータ(実習を含む。)	映像デザインⅡ*	②	②	
	映像デザインⅢ*	2	2	
	プログラミング実習	②	②	
	情報社会と倫理	2	2	
合計		20	16	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合計	31	27

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合計	8	4

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり		
	中学校1種	中学校2種
合計	9	9

(11) 中学校, 高等学校(家庭科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。)	生活経営学	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上、2種については12単位以上、高等学校については20単位以上を修得する。なお、中学校1種については20単位、2種については10単位、高等学校については20単位を超えて修得したのものについては、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	生活経済学	2	2	2	
	生活経営学演習	2	2	2	
被服学(被服製作実習を含む。)	被服学Ⅰ	②	②	②	
	被服学Ⅱ	2	2	2	
	被服学演習Ⅰ	2	2	2	
	被服学演習Ⅱ	2	2	2	
	被服実習	2	2	2	
食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	食物学Ⅰ	②	②	②	
	食物学Ⅱ	②	②	②	
	食物学実験・実習Ⅰ	2	2	2	
	食物学実験・実習Ⅱ	2	2	2	
	食物学演習	2	2	2	
住居学(製図を含む。)	住居学Ⅰ	②	②	②	
	住居学Ⅱ	2	2	2	
	住居計画・設計実習	2	2	2	
	住居学演習	2	2	2	
保育学(実習及び家庭看護を含む。)	保育学Ⅰ	②	②	②	
	保育学演習	2	2	2	
	子どもの食と栄養	2	2	2	
家庭電気・機械及び情報処理	生活機器学			②	
合 計		20	12	20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	31	27	23

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合 計	9	9	9

(12) 中学校, 高等学校 (英語科)

「教科に関する科目」

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数			備考
		中学校		高等学校	
		1種	2種	1種	
英語学	英語学概論Ⅰ	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については20単位以上, 2種については10単位以上, 高等学校については20単位以上を修得する。なお, 上記単位数を超えて修得したものについては, 「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	英語学概論Ⅱ	2	2	2	
	英語音声学	2	2	2	
	英語音声学演習Ⅰ	1	1	1	
	英語音声学演習Ⅱ	1	1	1	
	英語学演習	1	1	1	
	第二言語習得論Ⅰ	2	2	2	
	第二言語習得論Ⅱ	2	2	2	
	英文法演習	1	1	1	
英米文学	英米文学論Ⅰ	②	②	②	
	英米文学論Ⅱ	2	2	2	
	英米文学講読Ⅰ	2	2	2	
	英米文学講読Ⅱ	2	2	2	
	英米文学講読Ⅲ	2	2	2	
	英米文学演習Ⅰ	1	1	1	
	英米文学演習Ⅱ	1	1	1	
英語コミュニケーション	英語コミュニケーション論	②	②	②	
	英語オーラルコミュニケーションⅠ	1	1	1	
	英語オーラルコミュニケーションⅡ	1	1	1	
	英語アカデミックスピーキングⅠ	1	1	1	
	英語アカデミックスピーキングⅡ	1	1	1	
	英語アカデミックライティングⅠ	1	1	1	
	英語アカデミックライティングⅡ	1	1	1	
異文化理解	異文化理解論	②	②	②	
	英米文化事情Ⅰ	2	2	2	
	英米文化事情Ⅱ	2	2	2	
	異文化理解演習Ⅰ	1	1	1	
	異文化理解演習Ⅱ	1	1	1	
	異文化理解Ⅰ	2	2	2	
	異文化理解Ⅱ	2	2	2	
合計		20	10	20	

「教職に関する科目」

別表Ⅰのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	31	27	25

「教科又は教職に関する科目」

別表Ⅱ・Ⅲのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	8	4	16

「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」

別表Ⅳのとおり			
	中学校1種	中学校2種	高等学校
合計	9	9	9

別表Ⅰ 中学校及び高等学校教諭免許状を取得する場合の「教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等	授 業 科 目	単 位 数			備 考
		中 学 校		高 等 学 校	
		1種	2種	1種	
教職の意義等に関する科目	教職概論	②	②	②	○は必修科目 必修科目をすべて含めて中学校1種については31単位以上、2種については27単位以上、高等学校については23単位以上（教科により異なる）を修得する。なお、中学校1種については31単位、2種については21単位、高等学校については23単位を超えて修得したものである。この場合、「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。 「中学校教育実習Ⅱ」のみの履修はできない。
教育の基礎理論に関する科目	教育原論	②	②	②	
	教育史	2	2	2	
	教育心理学	②	②	②	
	児童・生徒発達論	2	2	2	
	現代の教育と社会	②	②	②	
	社会教育概論Ⅰ	2	2	2	
教育課程及び指導法に関する科目	各教科の指導法（別表Ⅰaを参照）	6単位以上（別表Ⅰaを参照）	2単位以上（別表Ⅰaを参照）	2単位以上（別表Ⅰaを参照）	
	道徳教育の理論と方法	②	②		
	特別活動の理論と方法	②	②	②	
	教育方法学概説	2 } ②	2 } ②	2 } ②	
	教育方法論	2 }	2 }	2 }	
生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒・進路指導の理論と方法（中等）	②	②	②	
	教育相談の理論と方法（中等）	②	②	②	
教育実習（中学校教育実習Ⅰ及び高等学校教育実習は事前・事後指導を含む。）	中学校教育実習Ⅰ	③	③	3 } ③	
	中学校教育実習Ⅱ	②	②	2 }	
	高等学校教育実習	3	3	3 }	
教職実践演習	教職実践演習（幼・小・中・高）	②	②	②	
合 計		31	27	23以上	

別表 I a 各教科の指導法

教科	授業科目	単位数		高等学校	備考
		中学校			
		1種	2種	1種	
国語科	中等国語科教育法Ⅰ	②	②	②	
	中等国語科教育法Ⅱ	②	2	2	
	中等国語科教育法Ⅲ	2 } ②	2	2 } ②	
	中等国語科教育法Ⅳ	2 } ②	2	2 } ②	
	合計	6	2	4	
社会科	中等社会科教育法Ⅰ (社会・地歴)	②	2 } ②	② (地歴)	高等学校について、地歴はⅠ・Ⅲ(4単位)、公民はⅡ・Ⅳ(4単位)をそれぞれ修得する。
	中等社会科教育法Ⅱ (社会・公民)	②	2 } ②	② (公民)	
	中等社会科教育法Ⅲ (社会・地歴)	2 } ②	2	② (地歴)	
	中等社会科教育法Ⅳ (社会・公民)	2 } ②	2	② (公民)	
	合計	6	2	4	
数学科	数学科教育法Ⅰ	②	②	②	
	数学科教育法Ⅱ	②	2	2	
	数学科教育法Ⅲ	②	2		
	数学科教育法Ⅳ	2	2		
	合計	6	2	2	
理科	中等理科教育法Ⅰ	②	②	②	
	中等理科教育法Ⅱ	2	2	2	
	中等理科教育法Ⅲ	②	2	2	
	中等理科教育法Ⅳ	②	2	2	
	理科教育学演習	2	2	2	
	理科教育学実験	2	2	2	
	合計	6	2	2	
音楽科	中等音楽科教育法Ⅰ	2 } ⑥	2 } ②	②	
	中等音楽科教育法Ⅱ	2 } ⑥	2 } ②	②	
	中等音楽科教育法Ⅲ	2 } ⑥	2 } ②	2	
	中等音楽科教育法Ⅳ	2 } ⑥	2 } ②	2	
	合計	6	2	4	
保健体育科	保健体育科教育法Ⅰ	②	②	②	
	保健体育科教育法Ⅱ	②	2	2	
	保健体育科教育法Ⅲ	2 } ②	2	2	
	保健体育科教育法Ⅳ	2 } ②	2	2	
	合計	6	2	2	
技術科	中等技術科教育法Ⅰ	2 } ⑥	2 } ②		
	中等技術科教育法Ⅱ	2 } ⑥	2 } ②		
	中等技術科教育法Ⅲ	2 } ⑥	2 } ②		
	中等技術科教育法Ⅳ	2 } ⑥	2 } ②		
	合計	6	2		
家庭科	中等家庭科教育法Ⅰ	②	②	②	
	中等家庭科教育法Ⅱ	②	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅲ	2 } ②	2	2	
	中等家庭科教育法Ⅳ	2 } ②	2	2	
	合計	6	2	2	

教 科	授 業 科 目	単 位 数		高等学校	備 考
		中 学 校			
		1種	2種	1種	
英 語 科	英語科教育法Ⅰ	②	②	②	
	英語科教育法Ⅱ	②	2	2	
	英語科教育法Ⅲ	2	2	2	
	英語科教育法Ⅳ	2	2	2	
	合 計	6	2	4	
書道科	書道科教育法Ⅰ			②	
	書道科教育法Ⅱ			2	
	合 計			2	

※○は必修科目

別表Ⅱ 中学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数		備考
		中学校		
		1種	2種	
教科又は教職に関する科目	道徳教育と学級経営	2	2	「教科に関する科目」で1種については20単位、2種については10単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」で1種については31単位、2種については21単位を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	教育実践フィールド演習Ⅱ	1	1	
	教育実践フィールド演習Ⅲ	1	1	
	教育評価	2	2	
	教育統計Ⅰ	2	2	
	人権教育論	2	2	
合計		8	4	

別表Ⅲ 高等学校教諭免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等 科目	授業科目	単位数	備考
		高等学校	
		1種	
教科又は教職に関する科目	道徳教育と学級経営	2	「教科に関する科目」については20単位を超えて修得した単位数及び「教職に関する科目」については23単位を超えて修得した単位数を「教科又は教職に関する科目」の単位数にあてることができる。
	教育評価	2	
	教育統計Ⅰ	2	
	人権教育論	2	
合計		16	

別表Ⅳ 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分等		授業科目	単位数	備 考
科 目	単位数			
日本国憲法	2	日本国憲法	②	○は必修科目
体育	2	体育実技Ⅰ	①	
		体育実技Ⅱ	①	
外国語コミュニケーション	2	英語A	1	
		英語B	1	
		英語C	1	
		英語D	1	
			②	
情報機器の操作	2	情報基礎概論	②	
		情報基礎演習Ⅰ	①	

10. 特別支援学校教諭免許状(知的障害者に関する教育の領域,肢体不自由者に関する教育の領域及び病弱者に関する教育の領域)を取得する場合の特別支援教育に関する科目の履修方法

免許法施行規則に定める科目区分等		免許法施行規則に定める最低修得単位数				左記に対応する開設授業科目	単位数		記号
		1種		2種			1種	2種	
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2		2		特別支援教育総論	②	②	A
知的障害者に関する教育の科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	2	知的障害児心理学	②	②	B
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1		障害児学習指導法Ⅰ	②	②	
						障害児の心理臨床と指導法	②	②	
肢体不自由者に関する教育の科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	2	肢体不自由者の心理・生理・病理	②	②	C
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1		障害児学習指導法Ⅱ	②	②	
病弱者に関する教育の科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	1	4	1	2	病弱者・情緒障害者の心理・生理・病理	②	②	D
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	2		1		障害児学習指導法Ⅲ	②	②	
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5		3		障害児心理学	②	②	E
						視覚障害者の生理・病理	②	②	
						聴覚障害者の生理・病理	②	②	
						発達障害児心理療法	②	②	
	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目					重複障害教育論	②	②	
					障害児心理学測定法・指導法	1	1		
心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(事前・事後指導を含む。)		3		3		障害児教育実習	③	③	F
合 計		26		16		合 計	31	23以上	

① ○は必修科目

② 領域(知的障害者,肢体不自由者,病弱者)や1種,2種に限らずA,E,Fは必修科目をすべて修得しなければならない。

③ 領域については,下記のとおり修得しなければならない。

ア) 1種の場合(1種の欄を見ること。)

・ 1種は3領域以外は取得できない。

イ) 2種の場合(2種の欄を見ること。)

・ 3領域は取得できない。

・ 2領域の場合は,B(必修8単位)とC(必修4単位)またはB(必修8単位)とD(必修4単位)またはC(必修4単位)とD(必修4単位)を修得しなければならない。

・ 1領域の場合は,Bの必修8単位を修得しなければならない。

11. 教員免許状を取得するための単位数の計算方法

例1 小学校教諭一種免許状の場合

	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
大学で修得する単位数(例)	12	43	4	59
教育職員免許法で定められている最低修得単位数	8	41	10	59

$12-8=4$ を「教科又は教職に関する科目」にあてることができる。

$43-41=2$ を「教科又は教職に関する科目」にあてることができる。

$4+2+4=10$ で「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数を満たすことができる。

例2 中学校教諭一種免許状の場合

	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
大学で修得する単位数(例)	26	31	2	59
教育職員免許法で定められている最低修得単位数	20	31	8	59

$26-20=6$ を「教科又は教職に関する科目」にあてることができる。

$6+2=8$ で「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数を満たすことができる。

例3 高等学校教諭一種免許状の場合

	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	合計
大学で修得する単位数(例)	32	27		59
教育職員免許法で定められている最低修得単位数	20	23	16	59

$32-20=12$ を「教科又は教職に関する科目」にあてることができる。

$27-23=4$ を「教科又は教職に関する科目」にあてることができる。

$12+4=16$ で「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数を満たすことができる。